

定期検査の必要なはかり 必要の無いはかり

<p>定期検査の必要なはかり</p>	<p>取引に関係するはかり</p> <ul style="list-style-type: none"> ① スーパーや商店、行商等で商品の販売に使用するはかり ② 運送業者等が貨物の送料の算出などに使用するはかり ③ 農業や漁業等に従事する人が、農産物や水産物等の売買または出荷のために使用するはかり ④ 工場・事業場等が原材料の購入や製品の販売、出荷のために使用するはかり ⑤ 学校・病院・法人等の給食施設で、給食材料検収時の代金算出に使用するはかり <p>証明に関係するはかり</p> <ul style="list-style-type: none"> ⑥ 学校の給食施設で残量調査に使用するはかり ⑦ 病院や薬局等で使用している調剤用のはかり ⑧ 病院・診療所等で健康診断書発行のために使用しているはかり ⑨ 学校・幼稚園・保育所・老人保健施設等で使用する健康診断用ために使用するはかり ⑩ 病院・診療所等において、新生児の体重及び成長過程における記録及び妊娠の定期健診に使用するはかり(母子健康手帳等に記載するなど)
<p>定期検査の必要ないはかり</p>	<ul style="list-style-type: none"> ① 工場、飲食店、パン屋、製麺所等で原料の調合・配合用に使用するはかり ② 郵便物等の料金の目安を調べるために使用するはかり ③ 農家で肥料配合用の試しはかりとして使用するはかり ④ 家庭や公衆浴場等で使用しているはかり ⑤ 医療カルテに記載するためだけのはかり <p>※医療カルテへの記載は、医療判断のための記録であり、記載だけでは証明にならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ⑥ 病院等で投薬量等を決める際に使用するはかり